

地方自治法改正の概要（情報システム・セキュリティ関係）

- 地方制度調査会の答申において、国・地方公共団体等のネットワークを通じた相互接続がますます進展する中で、**地方公共団体のサイバーセキュリティ対策の実効性を担保**することが必要等の提言があったことを踏まえ、以下の改正を行った。（令和6年通常国会成立）

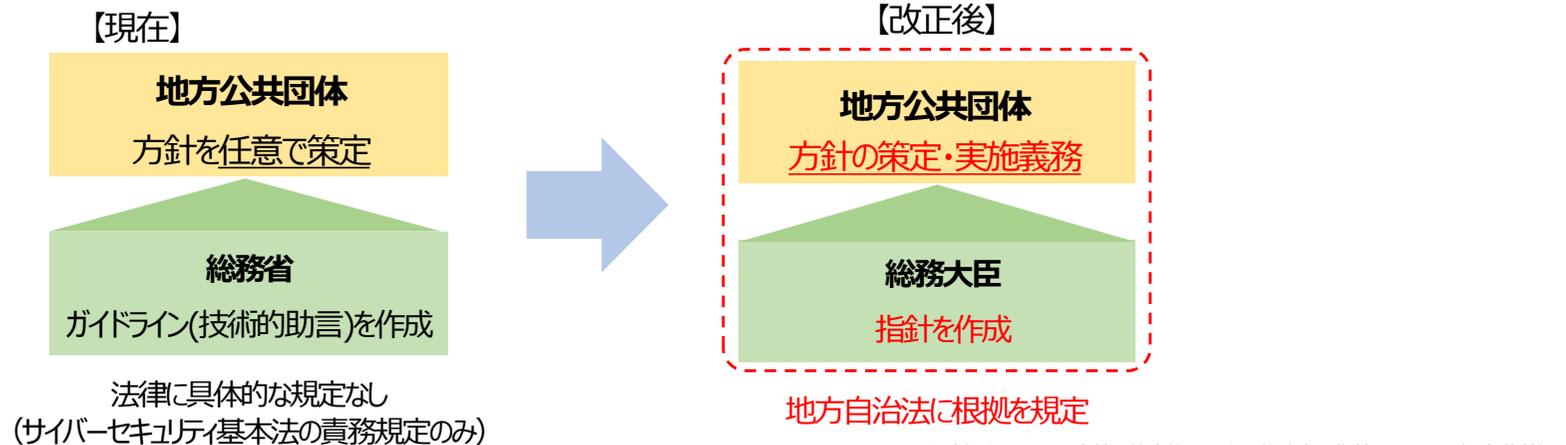
現行制度

- 現在の地方自治法には、情報システムについての規定は置かれていない。
- サイバーセキュリティについては、総務省において技術的助言として「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を示すとともに、各地方公共団体はこれを踏まえ、個々の判断でセキュリティポリシーを定めている。

改正概要

- 地方公共団体は、事務の種類・内容に応じ、情報システムを有効に利用するとともに、他の地方公共団体又は国と協力し、その利用の最適化を図るよう努める。
- 地方公共団体は、サイバーセキュリティの確保など情報システムの適正な利用を図るために必要な措置を講じなければならない。
- サイバーセキュリティの確保について、地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、方針を定め、必要な措置を講じる。総務大臣は、方針の策定等について指針を示す。

《地方公共団体におけるサイバーセキュリティ対策》



サイバーセキュリティを確保するための方針の策定等に関する総務大臣指針について（一部抜粋）